

第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 4 月 16 日 (水) 午前 10 時 00 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 岡安 俊也 • 2 川邊 千秋 • 3 北澤 奈帆美 • 4 田村 明
5 前川 洋子 • 8 喜多 義幸 • 9 木下 伸裕 • 10 小粥 文夫
11 清水 喜代己 • 12 藤田 直樹 • 13 丸山 耕一 • 19 太田 義政
21 坂野 大徹

以上 13 名

欠席委員 23 水谷 隆

出席部会員外委員

議長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 辻岡事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷担当副主幹 芸濃：柴田担当副主幹
美里：服部担当主幹 安濃：江副担当副主幹
香良洲：柴山担当副主幹

議事録署名者 1 岡安 俊也 • 2 川邊 千秋

事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 特定農地貸付承認申請について
議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の
提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議事の大要

議長	第4回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は23番 水谷 隆委員の1名で、出席委員は13名でございます。 それでは、議事録の署名者を私のほうから指名させていただきます。1番 岡安 俊也委員、2番 川邊 千秋委員、よろしくお願ひいたします。 それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。 事務局の説明をお願いします。
事務局	まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。 29ページをご覧ください。議案第4号 番号16の案件につきまして、譲渡人 _____の住所について、「_____」を、「_____」に訂正をお願いします。
	続きまして、31ページをご覧ください。議案第6号 番号1の案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。
	それでは、議案書の1ページから6ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から26で、件数は26件、合計面積は104,195.45m ² で、その内訳は田が100,314.45m ² 、畠が3,881.00m ² でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
	7ページから16ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から19で、件数は19件、合計面積は88,798.19m ² で、その内訳は田が55,911.00m ² 、畠が32,510.00m ² 、その他が377.19m ² でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
	17ページをお願いします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。 番号1 駐車場用地 番号2 倉庫用地 番号3 一般個人住宅用地 番号4 施工ヤード用地 以上、件数は4件、合計面積は1,452.00m ² で、その内訳は田が819.00m ² 、畠が633.00m ² でございます。

18ページから19ページをお願いします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 集合住宅用地

番号2 駐車場用地

番号3 宅地造成

番号4、番号5 一般個人住宅用地

以上、件数は5件、合計面積は2,697.00m²で、その内訳は田が1,238.00m²、畠が1,459.00m²でございます。

20ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 工事用仮設事務所敷地（一時転用）

以上、件数は1件、合計面積は330.00m²で、全て田でございます。

21ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は300.00m²で、全て畠でございます。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、22ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、申請地 河辺町堂垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,061m² 外3筆、合計面積 4,335m²、受人 _____、面積 752,503.79m²、渡人 _____ 外2名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 栗真、申請地 栗真中山町大繩手_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,703m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____ 外3名。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は後継者不在のためです。

番号3、地区 神戸、申請地 半田上出_____、登記地目 田、現況地目畠、面積 575m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は遠方による耕作不便のためです。

番号4、地区 神戸、申請地 野田鎌切_____、登記地目・現況地目とも田、面積 809m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町久知野里前_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 72m² 外4筆、合計面積 5,908m²、受人 _____、面積 207,501m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

23ページをお願いいたします。

番号6、地区 安西、申請地 芸濃町萩野上田野_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 185m²、受人 _____、面積 30,711m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は管理困難のためです。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町忍田地蔵堂_____、登記地目・現況地目とも田、面積 819m² 外1筆、合計面積 2,599m²、受人 _____、面積 15,193m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 辰水、申請地 美里町船山野中_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 303m²、受人 _____、面積 4,616m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号9、地区 明合、申請地 安濃町野口長嶋_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,117m²、受人 _____、面積 15,193m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 明合、申請地 安濃町野口長嶋_____、登記地目・現況地目とも田、面積 771m²、受人 _____、面積 15,193m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は管理不便のためです。

以上、件数は10件、合計面積は18,305m²で、このうち田が17,745m²、畠が560m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東、お願ひします。

川邊委員 2番、川邊でございます。この案件につきましては、既にこの_____さんが利用権設定で取り組んでおった土地でございます。それを今回、所有権移転したということでございます。問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

議長	番号2、地区栗真、お願いします。
坂野委員	21番、坂野です。現地は、徐々にですが荒廃地が広がりつつあるところだったんですけども、今回、新たに営農を継続していただけるということで、荒廃農地の増加に少し歯止めがかかるかなというふうに思います。問題ありませんので、よろしくお願いします。
議長	番号3、番号4、地区神戸、お願いします。
前川委員	5番、前川です。4月6日に現地確認いたしまして、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	番号5、地区上野、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
議長	番号6、地区安西、お願いします。
木下委員	9番、木下です。何も問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
議長	番号7、地区明、お願いします。
小粥委員	10番、小粥でございます。この案件につきましては、ブルーベリーを栽培したいということで、地元の関係者の方とも十分協議するということでございますので、問題ないと思います。
議長	番号8、地区辰水、お願いします。
清水委員	11番、清水です。現地確認に行きましたら、畑を畑として使用されるということで別に何も問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	番号9、番号10、地区明合、お願いします。
藤田委員	12番、藤田です。問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	番号1から番号10について、地元委員さんから異議なしということでございますが、皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をいたします。
	次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	24ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でござい

ます。

番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 444m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和60年3月頃から住宅を建築していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、申請地 安濃町内多見泥_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 132m² 外1筆、合計面積 197m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和57年頃から宅地の一部として駐車場、庭、プレハブ物置を設置していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、面積は641m²で、このうち田が197m²、畠が444m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 大里、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。現状のまま別に問題はないかと思っております。

議長 番号2、地区 安濃、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。これも問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 番号1、2について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 528m²、受人 _____、渡人 _____。

この案件につきましては、令和6年11月18日付にて許可を受けましたが、

受人変更のため、許可の取消願が提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は528m²で、全て畠でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 草生、お願いします。

丸山委員 13番、丸山でございます。この件、第4号議案の18番に同じ物件が出ております。異議ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長 番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第3号について承認することに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 26ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 藤水、申請地 藤方黒木_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 601m² 外2筆、合計面積 1,187m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は427.39m²、パネル設置率は36%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、申請地 城山三丁目_____、登記地目・現況地目とも田、面積 75m² 外3筆、合計面積 572m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は365.42m²、パネル設置率は63.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、申請地 観音寺町南川原_____、登記地目 畠、現況地目 宅地、面積 201m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和29年頃から住宅を建築していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 白塚、申請地 白塚町小山_____、登記地目 田、現況地目 雜種地、面積 35m² 外1筆、合計面積 442m²、受人 _____、

渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。平成12年頃から工事の資材置場として受人に貸していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

27ページをお願いいたします。

番号5、地区 白塚、申請地 白塚町小山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 244m² 外1筆、合計面積 1, 118m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は495. 98m²、パネル設置率は44. 4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 神戸、申請地 野田鎌切_____、登記地目・現況地目とも田、面積 496m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を調剤薬局用地とするものです。許可証の交付につきましては、都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 神戸、申請地 野田鎌切_____、登記地目・現況地目とも田、面積 112m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を通路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 片田、申請地 片田志袋町七反_____、登記地目 田、現況地目 雜種地、面積 6. 57m² 外1筆、合計面積 518. 57m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。30年以上前から資材置場として転用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 上野、申請地 河芸町西千里西浦_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 49m² 外4筆、合計面積 900m²、受人 _____、渡人 _____ 外3名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は388. 97m²、パネル設置率は43. 2%になります。

農地区分は、第2種農地として判断されます。

28ページをお願いいたします。

番号10、地区 明、申請地 芸濃町林善貝_____、登記種目・現況地目とも田、面積 178m² 外1筆、合計面積 1, 176m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は421. 38m²、パネル設置率は42. 2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明、申請地 芸濃町中繩仲小路_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 684m² 外1筆、合計面積 1,397m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は475m²、パネル設置率は32.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 1,135m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は495.98m²、パネル設置率は43.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本巾_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 204m² 外2筆、合計面積 1,049m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は371.98m²、パネル設置率は35.5%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号14、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本巾_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 185m² 外5筆、合計面積 1,418m²、受人 _____、渡人 _____ 外4名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は371.98m²、パネル設置率は26.2%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

29ページをお願いいたします。

番号15、地区 草生、申請地 安濃町安部上津見_____、登記地目・現況地目とも田、面積 330m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 991m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は459.2m²、パネル設置率は46.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 942m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は459.2m²、パネル設置率は48.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 528m²、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は18件、合計面積は14,512.57m²で、このうち田が3,239.57m²、畠が11,273m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 藤水、番号2、地区 高茶屋、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。番号1、番号2とともに、現地確認の結果、特に問題ありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長 番号3、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊でございます。4月8日に地元推進委員と現地を確認いたしました。_____の堤防沿いの所でございます。問題はございません。よろしくお願ひします。

議 長 番号4、番号5、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番、田村です。4月8日に現地確認を行いました。事務局説明のとおりで、両方とも問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 番号6、番号7、地区 神戸、お願いします。

前川委員 5番、前川です。現地確認しまして、事務局の説明どおり特に問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 番号8、地区 片田、お願いします。

前川委員 5番、前川です。事務局の説明どおり特に問題ありませんし、始末書も提出されているので問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 番号9、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。これも事務局の説明のとおり、何ら問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 番号10から番号12、地区 明、お願いします。

小粥委員 10番、小粥です。現地確認したところ問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長	番号13と14、地区 榎本、お願いします。
小粥委員	10番、小粥です。同じくこちらも太陽光発電で、現地確認したところ問題ありませんので、よろしくお願いします。
議長	番号15から番号18、地区 草生、お願いします。
丸山委員	13番、丸山でございます。現地確認の結果は、特に問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。
議長	番号1から番号18について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事務局	30ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。 番号1、地区 安東、申請地 河辺町鎌倉_____、登記地目 田、現況地目 雜種地、面積 655m ² 外2筆、合計面積 1,754m ² 、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。平成2年4月頃から資材置場として転用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	以上、件数は1件で、合計面積は1,754m ² 、全て田でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 安東、お願いします。
川邊委員	2番、川邊でございます。4月8日に地元の推進委員と現地確認しましたが、始末書の提出もあり、問題はございません。
議長	番号1について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>

議長	ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。
	次に、議案第7号 特定農地貸付承認申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	32ページをお願いいたします。
	議案第7号 特定農地貸付承認申請についてでございます。
	番号1、地区 安東、開設主体 _____、農地所有者 _____、対象地長岡町小山田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2,893m ² のうち336m ² 、貸付期間 1年間、募集及び選考方法は、案内板等で募集、抽せんにて決定、1区画当たりの面積及び貸付画数42m ² を8区画、1区画当たりの貸付料は、年額 _____。
	以上、件数は1件、面積は336m ² 、全て畑でございます。
	これにつきましては、農地を所有している者が行う市民農園の開設で、特定農地貸付けの承認申請でございます。
	市民農園の適切な管理運営及び周辺農地に対する被害防除等について定めた津市長との貸付協定、利用者への貸付条件等を定めた貸付規定などが添付されており、その内容につきましては、農地の位置及び規模、利用者の募集・選考の方法、貸付けの条件等は適切で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に規定されている承認の要件を満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
	番号1、地区 安東、お願いします。
川邊委員	2番、川邊でございます。この案件につきましては、市民農園ということで、私らでも初めての案件でございます。ここは団地のど真ん中でございます。耕作放棄地の未然防止に対していいことだと思います。今回は、貸付規定というのがあって、規定どおりちゃんと申請されております。問題ございません。
議長	番号1について、地元の委員さんは異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょう。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、議案第7号について承認をすることに決定をいたします。
	次に、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。
	2ページをお願いいたします。
	これは、件数は2件で、合計面積は14,225m ² で、全て田でございます。

意見の提出につきましては、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっております。

農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の条件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

今月分につきましては、議事参与の制限に該当する案件がございませんので、このままご審議をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございました。

この案件につきましては、適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第4回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

令和7年4月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____